

処理場施設の施工管理の実務(土木・建築・機械設備・電気設備)

研修修了者の特典に関するQ&A

＜受講特典＞

- ①研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能となります。
- ②工事施工年度もしくは契約年度前 1 年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、工事成績評定点の加点要素(以下、「加点要素」という。)となります。

Q1

加点対象となる「現場代理人又は監理技術者」の選任とは、現場施工期間の技術者を指すのでしょうか。

A1

- ・ 研修を受講された方が、現場施工期間に現場代理人、主任（監理）技術者又は工事担当技術者^{注1)}（以下、「技術者」という。）として配置された場合に加点要素の対象となります。
- ・ 加点要素の対象となる研修は、入札公告「3.6」に記載された工種に該当する研修に限ります。

※1 工事担当技術者とは、当該工事の工事内容に応じて配置を求める土木工事担当技術者、建築工事担当技術者になります。当該工事で工事担当技術者の配置を求めている場合に限り、現場施工期間の技術者として加点要素の対象となります。

表 技術者毎と加点要素となる施工管理の実務研修

入札公告「3.6」に記載された工種毎 の加点要素の対象となる技術者	施工管理の実務研修			
	土木	建築	機械設備	電気設備
1.土木工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	○	—	—	—
2.土木・建築工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	○	—	—	—
2)建築工事担当技術者	—	○	—	—
2.建築工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	○	—	—
3.建築・土木工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	○	—	—
2)土木工事担当技術者	○	—	—	—
4.機械設備工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	—	○	—
4.電気設備工事				
1)現場代理人又は主任（監理）技術者	—	—	—	○

備考

- 1)各工事の技術者は、「○」が付いた施工管理の実務研修が加点要素の対象となります。
- 2)工事担当技術者は、担当工種の現場施工期間に、担当する工種に関する研修・訓練等を適切に実施した場合に加点要素の対象となります。

Q2

「工事施工年度もしくは契約年度前 1 年以内」の受講とは、対象工事契約後に本研修を受講した場合も含まれますか。

A2

- ・対象工事契約後に本研修を受講した場合も、加点要素の対象となります。

表 研修の受講期間と加点要素の対象となる工事（例）

対象工事		n-1年度	n年度	n+1年度
例①	プラント設備工事その1		機器設計・製作期間	現場施工期間
例②	土木・建築工事その1		現場施工期間	

：加点対象となる研修受講期間

備考

- 1) n-1 年度、n 年度、n + 1 年度に受講した研修が加点要素の対象となります。

Q3

この特典の対象にできるのは1工事だけなのでしょうか。

A3

- ・ 所定の要件を満足した工事が複数ある場合、所定の要件を満足した全ての工事が加点要素の対象となります。

Q4

「所定の要件を満足した場合」とは、どのような要件なのでしょうか。

A4

- ・ 研修を受講した技術者の方が、定期安全研修・訓練等で研修内容を反映させた資料で作業員全員参加による研修・訓練等を適切に実施したことが確認できた場合となります。
- ・ 加点要素の対象を希望される場合には、完成検査までに以下の資料をＪＳ主任監督員に提出するようにしてください。
 - 研修受講証明書の写し
 - 受講者本人が当該現場で実施した講習会等の写真
 - 講習会で使用した資料等

Q5

「工事成績評定点の加点」とは、何点加点されるのでしょうか。

A5

- ・ 主任監督員が所定の要件を満たしていることが確認できた場合、技術者毎に「項目別評価点（別表１）」の「創意工夫」で１点の加点を行います。

Q6

実際に加点されたことの確認はどのようにすればよいのでしょうか。

A6

- ・ 工事完成検査後、工事成績評定通知書と合わせて通知される「項目別評価点（別表１）」の「創意工夫」について加点結果をご確認下さい。